

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○県統計調査の実施	1

告 示

高知県告示第686号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和2年8月7日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
外国人雇用実態調査
- 調査の目的
県内事業所の外国人雇用状況等の実態、外国人雇用に関するニーズ等を把握することにより、外国人材の受入環境の整備及び外国人材の確保に向けた取組を検討するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
事業所及び組合
 - 属性
県内の事業所及び技能実習の監理団体である協同組合（日本標準産業分類に定める「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」に該当するものを除く。）
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 事業所に対するもの
 - 基本情報（事業所名、所在地、業種、従業者数、従業者数の充足状況、担当者名及び連絡先）
 - 外国人の雇用状況及び雇用計画
 - 外国人の受入れに関する課題等
 - 技能実習の監理団体である協同組合に対するもの
 - 基本情報（団体名、代表者名、担当者名及び連絡先）
 - 外国人の受入れニーズについて

- 技能実習生の受入れについて
 - 特定技能外国人の受入れについて
 - 外国人の受入れ全般について
 - その基準となる期日
令和2年8月1日
- 報告を求める者
 - 数
 - 事業所に対するもの
約3,000事業所
 - 技能実習の監理団体である協同組合に対するもの
21組合
 - 選定方法
 - 事業所に対するもの
調査の実施を委託する民間事業者及び県が持っている県内事業所データから、外国人労働者が多い業種及び今後増加が見込まれる業種を中心に有意抽出する。
 - 技能実習の監理団体である協同組合に対するもの
外国人技能実習機構が公開している技能実習の監理団体名簿による県内に所在する組合の全数
- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が民間事業者を経由して、又は県が報告者に直接報告を求める。
 - 調査方法
郵送又は職員による調査
- 報告を求める期間
 - 調査の周期
1回限り
 - 調査の実施期間
令和2年8月7日から同年9月4日まで